

4

相談窓口

- 【1】就農準備資金

最寄りの農業普及指導センター、新潟県農業大学校、新潟農業・バイオ専門学校
- 【2】経営開始資金

就農地の市町村農政担当課

就農相談窓口一覧(県関係)

機 関 名 〈 所 管 区 域 〉	郵便番号	住 所	電 話 番 号
新潟県新規就農相談センター			
公益社団法人新潟県農林公社 農業経営・就農支援センター	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	025-281-3480
一般社団法人新潟県農業会議	951-8116	新潟市中央区東中通1-86-51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186
新 潟 県 農 業 大 学 校	953-0041	新潟市西蒲区巻甲12021	0256-72-0133
村上農業普及指導センター 〈村上市、関川村、栗島浦村〉	958-8585	村上市田端町6-25 村上地域振興局内	0254-52-7929
新発田農業普及指導センター 〈新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町〉	957-8511	新発田市豊町3-3-2 新発田地域振興局内	0254-26-9163
新潟農業普及指導センター 〈新潟市(西区、西蒲区を除く)、 五泉市、阿賀町〉	956-8625	新潟市秋葉区新津4524-1 新潟地域振興局内	0250-24-9626
津 川 分 室	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川1861-1 新潟地域振興局津川庁舎内	0254-92-0965
巻 農 業 普 及 指 導 セ ン タ ー 〈新潟市のうち西区、西蒲区〉	953-0042	新潟市西蒲区赤舘1285-1 新潟地域振興局巻農業振興部内	0256-72-0945
三条農業普及指導センター 〈三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町〉	955-0046	三条市興野1-13-45 三条地域振興局内	0256-36-2259
長岡農業普及指導センター 〈長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町〉	940-8567	長岡市沖田2-173-2 長岡地域振興局内	0258-38-2553
小 千 谷 分 室	947-0028	小千谷市城内2-8-28 長岡地域振興局小千谷庁舎内	0258-83-0821
魚沼農業普及指導センター 〈魚沼市〉	946-0004	魚沼市大塚新田91-4 魚沼地域振興局内	025-792-7132
南魚沼農業普及指導センター 〈南魚沼市、湯沢町〉	949-6680	南魚沼市六日町960 南魚沼地域振興局内	025-772-3337
十日町農業普及指導センター 〈十日町市、津南町〉	948-0037	十日町市妻有町西2-1 十日町地域振興局内	025-757-5214
柏崎農業普及指導センター 〈柏崎市、刈羽村〉	945-8558	柏崎市三和町5-55 柏崎地域振興局内	0257-21-6252
上越農業普及指導センター 〈上越市、妙高市〉	943-8551	上越市本城町5-6 上越地域振興局内	025-526-9407
上越東農林事務所普及課	942-0411	上越市安塚区安塚720-1	025-592-3848
糸魚川農業普及指導センター 〈糸魚川市〉	941-0052	糸魚川市南押上1-15-1 糸魚川地域振興局内	025-553-1905
佐渡農業普及指導センター 〈佐渡市〉	952-1211	佐渡市中興684	0259-63-3185
羽 茂 分 室	952-0504	佐渡市羽茂本郷191-1	0259-88-2064
新 潟 県 農 林 水 産 部 経 営 普 及 課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5300

就農準備資金

経営開始資金

就農前に研修を受ける方は

就農準備資金(最長2年)

1年 2年

必要な資金の交付を受けられます。

経営開始資金(最長3年)

1年 2年 3年

就農後間もない方は
(農業経営開始後3年以内)

経営開始資金(最長3年)

1年 2年 3年

詳細については…

就農準備資金…県関係窓口(裏面参照)
経営開始資金…市町村農政担当課窓口

へご相談ください。

新潟県農林水産部経営普及課



1 就農前 就農準備資金

県が認める研修機関で、就農に向けた研修を受ける方に対して資金を交付します。

※予算の都合上、希望しても交付できない場合があります。

※資金の交付を受けた方は研修中及び研修終了後6年間、状況報告等を行っていただく必要があります。

1 交付金額

交付期間に応じて年間最大165万円、最長2年間(1か月に満たない期間は切捨て)

2 主な交付要件

資金の交付を希望する方は、次に掲げる要件等を満たす必要があります。

- ①就農予定時の年齢が、原則50歳未満であること
- ②県が認める研修機関^{※1}でおおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上研修すること
- ③研修終了後1年以内に以下のいずれかの形態で就農すること
 - ㊦ 独立・自営就農
 - ㊧ 雇用就農
 - ㊨ 親元就農
- ④常勤(週35時間以上)の雇用契約を締結していないこと
- ⑤生活保護、雇用保険制度(失業手当)など生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- ⑥前年の世帯^{※2}所得が600万円以下であること
- ⑦研修中の事故による怪我等に備え、傷害保険に加入すること

※1 新潟県農業大学校、新潟農業・バイオ専門学校、その他認定を受けた先進農家等 ※2 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

3 主な就農要件

研修終了後は1年以内に就農する必要があります。形態ごとの就農要件等は次のとおりです。

形態	㊦ 独立・自営就農	㊧ 雇用就農	㊨ 親元就農
就農要件	次の要件を全て満たすこと ① 農地の所有権又は利用権を有する ② 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りている ③ 生産物等を自らの名義で出荷・取引している ④ 経常収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している ⑤ 自らが農業経営に関する主宰権を有している	農業法人等で常勤すること	家族経営協定等により、親族が経営する経営体において、農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われることといった責任及び役割を明確にすること
就農後の要件	就農後5年以内に青年等就農計画 ^{※1} 又は農業経営改善計画 ^{※2} の認定を受けること ※1 新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの目標等を記した計画 ※2 農業経営を営む又は営もうとする者が5年後の経営改善目標等を記した計画		就農後5年以内に農業経営を継承する、農業法人の経営者(共同経営を含む)になる又は独立・自営就農(㊦参照)すること

4 【重要】資金の返還

次のいずれかに該当した場合は、資金を返還しなければなりません。

- ①適切な研修を行っていないと判断された場合
- ②研修終了後1年以内に就農しなかった場合
- ③交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しなかった場合又は就農状況の報告等を行わなかった場合又はその間の農業従事日数が一定未満である場合
- ④独立・自営就農者は、就農後5年以内に青年等就農計画又は農業経営改善計画が認定されなかった場合
- ⑤親元就農者は、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の経営者(共同経営を含む)にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合

2 就農後 経営開始資金

農業経営開始後3年以内の方に対して資金を交付します。

※予算の都合上、希望しても交付できない場合があります。

※資金の交付を受けた方は交付期間中及び交付期間終了後5年間、状況報告等を行っていただく必要があります。

1 交付金額

交付期間に応じて年間最大165万円、最長3年間

※前年の世帯所得が600万円を超えた場合は交付停止となる場合があります。

2 主な交付要件

資金の交付を希望する方は、次に掲げる要件等を満たす必要があります。

- ①青年等就農計画^{※1}の認定を受けた者であること
- ②原則50歳未満で独立・自営就農^{※2,3,4}すること
- ③地域計画のうち、目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④生活保護、雇用保険制度(失業手当)など生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと、過去に農の雇用事業、雇用就農資金による助成金の交付を受けていないこと、経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ等による補助金の交付を受けていないこと
- ⑤前年の世帯所得が600万円以下であること

※1 青年等就農計画の認定については年齢による制限もあります。詳細は就農を希望される市町村にお問い合わせください。

※2 就農要件は、1の(3)の㊦のとおり。

※3 親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象となります。また、親の経営に従事してから5年以内に経営継承した上で、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村が認めた場合は対象となります。

※4 別に定められた要件を満たした上で夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分の資金を交付します。また、複数の新規就農者が法人を新設して、共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに資金を交付します。

3 【重要】資金の返還

次のいずれかに該当する場合は、資金を返還しなければなりません。

- ①上記交付要件を満たさなくなった場合
- ②交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

※申請にあたっては、国HPに掲載してある実施要綱をよくご確認ください。

国HP



県HP

